

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき下記のとおり一般競争入札を執行するので公告する。

令和8年4月13日

蓮田白岡衛生組合
管理者 山口京子

記

1 入札対象工事

- (1) 工事名 蓮田白岡衛生組合（ごみ焼却施設）基幹的設備改良工事
(2) 計画概要

ア 一般概要

蓮田白岡衛生組合（ごみ焼却施設）（以下「本施設」という。）は、平成7年2月の竣工から約30年が経過し、定期的な補修工事等により適切な維持管理に努めてきた。しかし、経年的な老朽化が進行し、大規模な整備が必要な状況である。

この状況を踏まえ、本工事は、国の循環型社会形成推進交付金による事業として、二酸化炭素排出量の削減対策（CO₂削減率 3%以上）を行いつつ老朽化している本施設の長寿命化を図ることを目的とする。

イ 施設概要

施設概要は、表 1-1 のとおりである。

表 1-1 施設概要

項目	状況
名称	蓮田白岡衛生組合（ごみ焼却施設）
所在地	埼玉県蓮田市根金53
施設規模	90 t /24 h ×3炉（うち、1炉は休炉中）
処理方式	全連続燃焼式（ストーカ式）
余熱利用設備	場内施設の給湯及び暖房
敷地面積	26,884.77m ²
建築面積	4,078m ² （粗大ごみ処理施設を含む）
延べ面積	8,819m ²
高さ	31.0m（煙突59.5m）
構造形式	RC造（一部S造、SRC造）
竣工年月	平成7年2月

(3) 全体計画

- ア 本施設は令和31年度まで稼働させることを想定し、これに合わせて延命化目標年数を20年間と設定する。本工事完了後は、工事対象の設備・機器について、大規模な改修工事を行うことなく延命化目標年数までの稼働を見込む。
- イ 本工事では、休止中の1号炉及び稼働中の2号炉を対象に基幹的設備改良工事を実施し、3号炉は本工事完了後に休止する。
- ウ 本工事期間は、組合議会議決後（令和8年7月を予定）から令和11年12月までの42か月とする。
- エ 本工事は、維持管理が容易で安全に作業ができるよう施工しつつ、本仕様書で規定する能力を十分に発揮し得るよう施工すること。
- オ 本工事は、本施設を稼働させながらの工事となるため、本施設内へのごみの搬入、処理物の搬出等の機能と車両動線を確保するとともに歩行者の安全を確保し、工事車両の動線、資材置場等を計画すること。
- カ 本工事期間中は、公害対策に万全を期し、特に大気、騒音、振動、悪臭、水質については、周辺環境に影響のないよう考慮すること。
- キ 工事対象の各設備・機器は、可能な範囲で省エネルギー、高性能等の最新の技術の導入を考慮すること。

(4) 特記事項

ア ごみ受入れの継続

本工事は、共通系の設備、機器の施工をする場合を除き、原則1炉を稼働しながら行うものとする。なお、全炉停止期間が生じる場合は、できるだけ期間を短縮するよう、工程、工法等に配慮すること。

全炉停止期間中もごみの受け入れを継続する予定であるため、持込ごみの受け入れのために仮設工事等が必要な場合は、受注者の負担において必要な措置を行うこと。また、ピット残量にも留意すること。

ごみの外部搬出処理が必要となる場合は、発注者が関係市町等と調整のうえ、処理を委託する必要があるため、必要となる期間と処理必要量を提示すること。

本工事内容により、既存設備・機器等が障害となる場合は、発注者の指示又は承諾によりこれを移設又は撤去できるものとする。ただし、修復が必要な場合は、受注者の負担で行うこと。

イ CO₂の削減

①受注者は、本工事開始前の施設全体のCO₂排出量について、「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課、平成22年3月・令和3年4月改訂）の『CO₂削減効果の検証方法』に基づき、改良工事前のデータを整理すること。

②CO₂削減計算は、施設全体の本工事前後における消費電力量等のデータを整理し、比較することにより行うこと。なお、実証データの整理が困難な場合は、発注者との合意に基づき計算値等にて代用できるものとする。

③CO₂削減率は、本工事前後において3%以上とすること。

(5) 工期

ア 着工 当組合議会議決後（令和8年7月予定）

イ 竣工 令和11年12月（予定）

2 計画主要項目

(1) 処理能力

90t/24h×3 炉

なお、現在、2、3 号炉が稼働中であり、1 号炉は休止中である。本工事においては、1、2号炉を更新し、3 号炉を休止する。

(2) 計画ごみ質

計画ごみ質は、本施設の竣工時と同じとする（表 1-2）。

なお、本工事竣工後、組合ではプラスチック類の分別収集を予定しており、表 1-3 に分別収集後のごみ質の参考値を掲載する。性能保証に用いるごみ質は表 1-2 のとおりとする。

表 1-2 計画ごみ質

ごみ組成		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
水分 (%)		63.9	47.1	28.1
可燃分 (%)		27.7	41.5	57.1
灰分 (%)		8.4	11.4	14.8
低位発熱量 (kJ/kg)		5,021	8,368	12,134
元素組成	炭素 (%)	15.21	22.42	30.60
	水素 (%)	2.13	3.22	4.45
	窒素 (%)	0.46	0.50	0.54
	酸素 (%)	9.65	15.04	21.10
	硫黄 (%)	0.00	0.04	0.09
	塩素 (%)	0.25	0.28	0.32
単位容積重量 (kg/m ³)		—	—	—

表 1-3 プラスチックを分別収集した場合の将来ごみ質（参考値）

項目名		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
水分 (%)		64.2	43.8	22.3
可燃分 (%)		31.2	48.3	66.4
灰分 (%)		4.6	7.9	11.3
低位発熱量 (kJ/kg)		4,800	8,700	13,000
元素組成	炭素 (%)	—	26.85	—
	水素 (%)	—	3.79	—
	窒素 (%)	—	0.53	—
	酸素 (%)	—	16.79	—
	硫黄 (%)	—	0.02	—
	塩素 (%)	—	0.32	—
単位容積重量 (kg/m ³)		—	0.15	—

- (3) 稼働時間
1日 24 時間運転

(4) 主要設備方式

本項で示す主要設備方式は竣工時の設備方式であり、本工事において必要となる設備方式の変更は、法令の遵守、工事条件の遵守並びに性能の担保を前提に可能である。

ア 運転方式

本施設は、本工事後においても原則として 1 炉 1 系列式で構成し、定期修繕時、定期点検時には 1 炉のみを停止し、他の 1 炉は原則として常時運転するものとする（共通系の点検時を除く）。また、設備は、冗長性を確保するとともに、定期点検時に安全な作業が確保できるよう十分な配慮をすること。そのほか、2 炉同時運転に対して共通機器は十分な余裕を持たせること。

イ 主要設備方式

- ①受入供給設備 ピット・アンド・クレーン方式（半自動、遠隔手動）
- ②燃焼設備 全連続燃焼式機械炉（ストーカ炉）
- ③燃焼ガス冷却設備 水噴射式、空冷式
- ④排ガス処理設備 バグフィルタ方式
乾式有害ガス除去装置
無触媒脱硝装置
- ⑤給水設備 井水、上水及び再利用水使用
- ⑥排水処理設備 ごみピット排水：炉内噴霧高温酸化方式
プラント排水：凝集沈殿、ろ過処理方式
- ⑦余熱利用設備 場内余熱利用、白煙防止装置
- ⑧通風設備 平衡通風方式
- ⑨灰出し設備 焼却灰：ピット・アンド・クレーン方式
（半自動、遠隔手動）
ダスト：バンカ方式

(5) 焼却条件

本項で示す焼却条件は竣工時の条件であり、条件の変更は、法令の遵守、工事条件の遵守並びに性能の担保を前提に可能である。

- ア 燃焼室出口温度 800℃以上
イ 上記燃焼温度でのガス滞留時間 1秒以上
ウ 煙突出口排ガスの一酸化炭素濃度 50ppm 以下
（乾きガス基準 0212%換算値の 4 時間平均値）

(6) 公害防止基準

公害防止基準は、竣工当初の基準値を満たすとともに、現行の関係法令を踏まえた内容とするため、下記のとおりとする。

ア 排ガス基準値

全炉定格負荷時に敷地境界線において、下記の基準値以下（乾きガス基準 0212%換算値）とする。

- ばいじん濃度 0.05 g/Nm³
硫黄酸化物濃度 30 ppm
塩化水素濃度 150 mg/Nm³
窒素酸化物濃度 120 ppm
水銀濃度 0.05 mg/Nm³
ダイオキシン類排出濃度 1 ng-TEQ/Nm³

イ 排水基準値

プラント排水、洗車排水及び生活排水は、排水処理設備で処理後、場内で再利用とする（クローズドシステム）。

ウ 騒音基準値

騒音基準値は、全炉定格負荷時に敷地境界線において、下記の基準値以下とする。

朝 (6:00 ~ 7:00) 55 dB(A)
昼間 (7:00 ~ 19:00) 60 dB(A)
夕 (19:00 ~ 22:00) 55 dB(A)
夜間 (22:00 ~ 翌6:00) 50 dB(A)

エ 振動基準値

振動基準値は、全炉定格負荷時に敷地境界線において、下記の基準値以下とする。

昼間 (8:00 ~ 19:00) 65 dB
夜間 (19:00 ~ 翌8:00) 60 dB

オ 悪臭基準値

悪臭基準値は、敷地境界線において、下記の基準値以下とする。

臭気指数	10	
アンモニア	1	ppm
メチルメルカプタン	0.002	ppm
硫化水素	0.02	ppm
硫化メチル	0.01	ppm
二硫化メチル	0.009	ppm
トリメチルアミン	0.005	ppm
アセトアルデヒド	0.05	ppm
プロピオンアルデヒド	0.05	ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ppm
イソブチルアルデヒド	0.02	ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	ppm

イソバレルアルデヒド	0.003	ppm
イソブタノール	0.9	ppm
酢酸エチル	3	ppm

メチルイソブチルケトン	1	ppm
トルエン	10	ppm
スチレン	0.4	ppm
キシレン	1	ppm
プロピオン酸	0.03	ppm
ノルマル酪酸	0.001	ppm
ノルマル吉草酸	0.0009	ppm
イソ吉草酸	0.001	ppm

カ 焼却灰の基準値

焼却灰の基準値は、下記の基準値以下とする。

- ①焼却残渣の熱灼減量
熱灼減量3%以下 (600℃ 3 時間にて)
- ②含有量基準
ダイオキシン類 3ng-TEQ/g

キ 飛灰処理物の基準値

飛灰処理物の基準値は、下記の基準値以下とする。

- ①溶出基準
アルキル水銀 検出されないこと
総水銀 0.005mg/L
カドミウム 0.09mg/L
鉛 0.3mg/L
六価クロム 1.5mg/L
ひ素 0.3mg/L
セレン 0.3mg/L
1,4-ジオキサン 0.5mg/L
- ②含有量基準
ダイオキシン類 3ng-TEQ/g

(7) 環境保全

本施設は、本工事後においても、ダイオキシン類対策特別措置法等の公害関係法令及びその他の法令に適合し、これらを遵守し得る構造・設備とし、また、本仕様書に明示した基準を満足するよう設計すること。

本工事においては、本施設の敷地が民間事業者の敷地と隣接していることも考慮し、環境保全対策には十分に配慮すること。

なお、本工事では、工事前の環境保全対策に従うものとする。

(8) 安全衛生管理

ア 本施設の竣工時及び現状に関する情報を熟知し、運転管理上の安全確保（保守の容易さ、作業の安全、各種保安装置及び必要機器の予備確保等）に留意すること。

イ 関連法令、諸規則に準拠して安全衛生設備を完備するほか、作業環

境を良好な状態に保つことに留意し、換気、騒音防止、必要照度の確保等、余裕のあるスペースの確保に心掛けること。特に、原則として機能上及び保守点検上支障のない限度において、減音対策を施すこと。
ウ 本施設内の作業環境レベルについては、本工事前後においてレベルを悪化させないようにすること。

(9) 施設内の動線

契約後、発注者と受注者で協議し本工事動線及び工事中・本工事後の車両動線を計画する。本工事は、施設を運転しながらの工事となることから、本工事中、工事関係の搬出入車両動線は、円滑かつ安全な通行ができるよう収集車両動線及び一般持込者の車両動線と分離できるよう計画及び対応すること。

(10) その他

本工事で採用する機器等は、省エネルギータイプの機器を使用し、省エネルギーに配慮した設計・施工とすること。

3 入札参加資格要件

入札に参加する者に必要な資格は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 令和7・8年度蓮田白岡衛生組合建設工事等入札参加資格者名簿に「清掃施設工事」の業種で登録されている者
- (3) 上記(2)に示す建設業の許可を有していること。
- (4) 経営事項審査結果の建設工事の種類欄の「清掃施設」（審査基準日：令和7年3月31日）の総合評価値の総合評価点が1,400点以上であること。
- (5) 過去5年間（令和2年度から令和6年度まで）以内に、国（公社、公団を含む）、地方公共団体、一部事務組合及び公営企業が発注した180t/日以上のごみ焼却施設の新設かつ基幹的設備改良工事を受注している事業者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者を配置すること。
- (7) 公告日から入札日までの期間に、蓮田白岡衛生組合の指名停止等の措置を受けていない者。

3 契約条項等

蓮田白岡衛生組合契約規則、蓮田白岡衛生組合入札保証金取扱基準、蓮田白岡衛生組合契約保証金取扱基準、蓮田白岡衛生組合建設工事請負契約約款については、蓮田白岡衛生組合ホームページにて閲覧することができる。

4 入札参加申し込み

(1) 入札参加申込書等の配布方法及び期間

ア 蓮田白岡衛生組合ホームページからダウンロード

<https://www.hs-eiseikumiai.org>

令和8年4月13日（月）から令和8年5月8日（金）まで

イ 蓮田白岡衛生組合窓口において配布

令和8年4月13日（月）から令和8年5月8日（金）までの

午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 入札参加申し込み方法及び受付期間

ア 申込方法 指定様式により蓮田白岡衛生組合、庶務課契約検査担当に持参のこと。

（様式は、当組合ホームページからダウンロード可）

- イ 受付期間 令和8年4月13日(月)午前9時から
令和8年5月8日(金)午後5時まで
- ウ 申込書類 蓮田白岡衛生組合一般競争入札参加申込書
建設工事等履行実績調書(入札参加申込書添付用)
工事実績を証明する書類の写し(契約書及び工事完成結果
通知書・コリンズ竣工登録書等工事が完成した実績を
証明する書類)

5 入札参加資格の決定

- (1) 入札参加の申し込みを行った者については入札参加資格要件の有無を確認し、入札参加資格要件を有する者には、一般競争入札参加資格証を郵送する。

なお、入札参加資格要件を有しない者については、一般競争入札参加確認通知書に参加資格がないと認めた理由を記入して通知する。

- (2) 入札参加資格証等郵送予定日 令和8年5月18日(月)

6 入札日時及び場所※変更の場合あり

- (1) 入札日時 令和8年5月26日(火)午前9時30分
- (2) 入札場所 蓮田白岡衛生組合 エコプラザ2階研修室

7 入札保証金

- (1) 入札保証金については、蓮田白岡衛生組合契約規則に定める所定の入札保証金を納めなければならない。

ア 納付期限 現金・現金以外共に

令和8年5月20日(水)正午まで

イ 納付場所 蓮田白岡衛生組合(会計室)又は埼玉りそな銀行蓮田支店

ウ 納付金額 見積金額の100分の5以上

- (2) 蓮田白岡衛生組合契約規則第8条第1項の規定に該当し入札保証金の免除を受けようとする者は、次の方法により組合に申し出なければならない。

ア 免除申出方法 蓮田白岡衛生組合に一般競争入札保証免除申請書を提出(入札参加申込書と一緒に提出すること)

イ 蓮田白岡衛生組合契約規則第8条第1項第1号による場合の添付書類(入札日前日の正午までの提出でも可)

入札保証保険証券(見積金額の100分の5以上)

ウ 蓮田白岡衛生組合契約規則第8条第1項第2号による場合の添付書類
建設工事等履行実績調書(入札保証金免除申請添付用)、工事実績を証明する書類の写し(契約書及び工事完成結果通知書・コリンズ等)

8 設計図書、仕様内容資料の貸出

- (1) 貸出期間

令和8年4月13日(月)から令和8年5月8日(金)まで
午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

- (2) 貸出方法

仕様内容資料貸出申請書の提出により、仕様内容資料(CD-R)を貸し出す。

- (3) 返却日

申請者は貸出用の仕様内容資料(CD-R)を速やかに複写し、原則として貸出日当日のうちに返却すること。

9 仕様内容資料に関する質問

仕様内容に関する質問は、蓮田白岡衛生組合が指定する質問書を用い電子メ

ールにて送付するものとし、送信後は着信確認のために必ず電話すること。

(質問書は当組合ホームページからダウンロード可)

- (1) 提出期間 令和8年4月13日(月)から令和8年5月8日(金)
午後5時まで
- (2) 質問書送付先
蓮田白岡衛生組合 庶務課契約検査担当
メールアドレス genchan@hs-eiseikumiai.org
- (3) 質問に対する回答
適宜、組合ホームページに掲載する。

10 現場説明会

現場説明会については実施しない。ただし、現地確認の必要がある場合は当該工事場所を視察できるものとする。

視察日時は令和8年4月30日(木) 1回目:午前10時から午前10時45分、
2回目:午前11時から午前11時45分、3回目:午後2時から午後2時45分、4
回目:午後3時から午後3時45分の4回とする。

なお、視察を希望する場合は事前に庶務課契約検査担当に連絡すること。

11 入札参加の排除

一般競争入札参加資格証の交付を受けた者であっても、入札時点において入札参加資格を有しない者は入札に参加することができない。

12 入札の中止等

- (1) 入札参加者がいない場合は入札を中止する。
- (2) 天災、地変その他やむを得ない理由が生じた場合は入札の執行を中止又は延期する場合がある。
- (3) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をした場合その他公正な入札の執行を妨げる行為をした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を中止し、若しくは延期する場合がある。

13 入札書の提出方法

- (1) 入札参加者は、蓮田白岡衛生組合契約規則、蓮田白岡衛生組合建設工事請負契約約款、蓮田白岡衛生組合建設工事等競争入札参加者心得、設計図書、現場等を熟知の上、総価により入札しなければならない。
この場合において、入札書に記載する金額は消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とする。
- (2) 入札書は組合指定の入札書とし、封かんして入札者の名称を表記した上で、所定の日時及び場所において入札しなければならない。
- (3) 入札金額見積内訳書を作成し、入札書と一緒に提出しなければならない。
- (4) 入札書は持参しなければならない。
- (5) 入札参加者が代理人をもって入札させるときは委任状を提出しなければならない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (7) 入札開始後入札会場に到着した者は入札に参加できない。

14 入札回数

3回以内とする。(再度入札は2回以内とする。)

15 最低制限価格 設定する。

16 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札
- (2) 入札者の記名押印のない入札書によって行われた入札
- (3) 記載すべき事項の記入のない入札書によって行われた入札又は記載事項を判読することができない入札書によって行われた入札
- (4) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の率又は額に達しない者がした入札
- (5) 金額を訂正した入札書によって行われた入札
- (6) 工事名、工事場所その他の記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札書によって行われた入札
- (7) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (8) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

17 入札書の書換等の禁止

入札参加者は、入札した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

18 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、組合の予定価格及び最低制限価格の範囲内の価格で最低の価格をもって有効な入札をした者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、当該入札者によりくじで落札者を決定する。

19 落札者の周知方法

落札者の決定と同時に、入札会場で入札者全員に口頭で周知する。

20 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を納付すること。ただし、利付国債の提供、又は金融機関（銀行又は管理者が確実と認める金融機関）の保証、若しくは保証事業会社の契約保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金の納付を免除する。

なお、本工事においては、蓮田白岡衛生組合契約規則第28条第1項第3号の免除規定（履行実績）は適用しない。

21 支払条件

- (1) 前払金 有
- (2) 部分払 有

22 異議の申立

入札を行った者は、入札後は蓮田白岡衛生組合契約規則、蓮田白岡衛生組合
工事請負契約約款、蓮田白岡衛生組合建設工事等競争入札参加者心得、設計
図書、現場等についての不明を理由に異議を申し立てることができない。

23 問い合わせ先

〒349-0204

埼玉県白岡市篠津1279-5

蓮田白岡衛生組合 庶務課契約検査担当

電話 蓮田局 048(766)3738

白岡局 0480(92)8839

Email genchan@hs-eiseikumiai.org